

令和 2 年 6 月 1 2 日

土木部施設保全課

江東区立若洲公園の指定管理者の選定手続きについて

江東区立若洲公園については、「江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例」及び「江東区立都市公園条例」に基づき、平成 1 8 年 4 月から指定管理者制度による管理運営を行っているところであるが、令和 2 年度末をもって指定期間の満了を迎えるため、次のように再選定の手続きを実施する。

1 施設の名称・施設所在地

施設の名称	江東区立若洲公園
所在地	江東区若洲 3-2-1
面積	93,405.09 m ²

2 現在の指定管理者

東京港埠頭株式会社

3 指定期間

令和 3 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 3 1 日

4 選定方法

非公募による選定

(非公募の理由)

区立若洲公園と都立若洲海浜公園は隣接しており、同じ指定管理者によって双方の施設を活用するなど、一体的に柔軟な管理運営を行っている。

東京都港湾局は、東京 2 0 2 0 オリンピック・パラリンピッ

ク競技大会で都立若洲海浜公園が利用されることから、現指定管理者を非公募選定により再度指定した。区立若洲公園についても都立若洲海浜公園と一体で、輸送用車両基地としての利用が予定されており、東京都と江東区それぞれの施設の枠を超えた一体的な管理・連携が必要不可欠であるため、非公募選定手続きを実施する。

5 今後の日程（予定）

- (1) 令和2年6月末まで 申請書の受付
- (2) 令和2年7、8月 第1次審査、第2次審査
- (3) 令和2年8月 江東区公の施設に係る指定管理者選定
評価委員会で指定管理者候補者の決定
- (4) 令和2年10月 第3回区議会定例会で指定議案の審議
- (5) 令和3年3月 基本協定の締結